

産業サイバーセキュリティセンター修了者コミュニティ情報提供サービス利用規約

制定 平成 30 年 5 月 11 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本利用規約は、産業サイバーセキュリティセンター修了者コミュニティ規約（制定平成 30 年 5 月 11 日。以下「修了者コミュニティ規約」という。）第 17 条の規定に基づき、修了者コミュニティ叶会（以下「本会」という。）による情報提供活動で取り扱う情報の適正な使用及び共有、その他の情報提供活動の適正な実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本利用規約において使用する用語を以下のように定める。

- 一 「情報提供サービス」とは、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）又は本会の会員等（修了者コミュニティ規約第 4 条に規定する会員等をいう。以下同じ。）から入手したサイバーセキュリティに関する情報について、電気通信回線を用いて、本会の会員等に提供するサービスをいう。
- 二 「取扱情報」とは、脆弱性、脅威及びインシデント並びにそれらへの対策、セキュリティ強化に資する技術的又は実務的知見、サイバー空間における動向、その他のサイバーセキュリティに関する情報であって、本会が情報提供サービスに供するために機構または会員等から入手した情報をいう。
- 三 「利用者」とは、第 7 条第 2 項の利用契約に従って、情報提供サービスを利用する者をいう。
- 四 「SIGNAL」とは、機構又は利用者から発信された取扱情報を管理するとともに、それらの取扱情報を、設定された情報共有ポリシーに基づき、利用者に提供するため、本会が構築するシステムをいう。
- 五 「利用者システム」とは、利用者が情報提供サービスを利用するにあたって必要な、電子計算機等（電子計算機の本体、入出力装置、その他機器）、ソフトウェア、通信機器、電気通信回線の総体をいう。
- 六 「仕様書等」とは、SIGNAL と利用者システムの接続に関する技術的事項を定めるインタフェース仕様書及び技術資料をいう。

(適用)

第 3 条 本利用規約は、本会と利用者との間における情報提供サービスに係る一切の関係について適用される。

- 2 本会は、本会の役員会の決議を経て、本利用規約を変更する場合がある。この場合、変更後の利用規約が本会のホームページに掲載された時点から、当該使用規約が適用され

る。

第2章 利用契約

(利用申込)

第4条 情報提供サービスの利用を申込み者（以下、「申込者」という。）は、予め本利用規約に同意の上、本会の入会申込書において、情報提供サービスの利用を希望する旨を記載することにより申込を行う。

(仕様書等の開示)

第5条 本会は、前条の申込にあたって、利用者システムを構築・保守等のために必要であると判断した場合、申込者の求めに応じて仕様書等を申込者に開示する。

2 前項の開示を受けた者は、仕様書等を第三者に開示してはならない。

(利用申込の拒否)

第6条 本会は、第4条の申込に対し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、申込を拒否することができる。

- 一 本会の入会申込書の記載事項に虚偽、誤記、又は記載漏れがある場合
- 二 申込者が本会の会員等の資格を有しない、又は、喪失している場合
- 三 申込者が、過去に第21条第2項の利用契約の解除を受けたことがあり、かつ、その原因が改善されていない場合
- 四 取扱情報を提供することが技術上その他の理由により困難な場合
- 五 その他、申込を承諾することが本会の活動の遂行上、著しい支障があると本会が判断した場合

(利用申込の承諾)

第7条 本会は、前条の申込の拒否を行わない場合は、第4条の申込を承諾し、SIGNAL に申込内容を登録し、情報提供サービスの利用に必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ユーザーID等」という。）を発行して、申込者に電子メールにて通知する。

2 ユーザーID等の発行をもって、本利用規約の定めに従い情報提供サービスの利用契約が成立することとする。

(変更申込)

第8条 利用者は、本会の入会申込書の記載事項に変更が生じる場合、速やかに変更後の入会申込書を提出することにより、変更の申込をするものとする。

2 前項の申込に当たっては、第4条から前条の規定を準用するものとする。

第3章 情報提供サービス

(取扱情報の使用及び共有の条件)

第9条 利用者は、取扱情報に定められた使用及び共有の条件（機密性、完全性及び可用性の格付け、情報共有の範囲、等）に従い、当該取扱情報の使用又は共有を行わなければ

ならない。

- 2 取扱情報を発信する利用者は、予め、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが定義する TLP(Traffic Light Protocol)等に基づき、使用及び共有の条件を設定しなければならない。

(取扱情報の提供)

第10条 本会による利用者への取扱情報の提供は、利用者システムから SIGNAL へアクセスを行い、ユーザーID等で本人認証を行った後、前条の使用及び共有の条件に基づき、利用者システムに対し SIGNAL から利用者に応じた取扱情報を配信することにより行う。

- 2 前項の取扱情報の配信は電気通信回線を通じて行う。

(取扱情報の管理方法等の報告及び調査)

第11条 本会は、必要に応じて、利用者による取扱情報の管理方法及び使用実態について報告を求め、又は調査(以下、「調査等」といいます。)を行う。この場合、利用者は調査等に協力しなければならない。

- 2 調査等の結果、利用者が取扱情報を適正に使用していないと認められた場合は、当該利用者に対し、情報提供サービスの利用を停止する場合がある。

(情報提供サービスの利用時間)

第12条 情報提供サービスの利用時間を24時間365日とする。

- 2 本会のシステム担当者による対応時間は、原則平日10時から17時までとする。
- 3 SIGNAL の保守管理のために、利用者に予告なく一時的にシステムを停止する場合がある。

(ユーザーID等の管理責任)

第13条 利用者は、本会が付与したユーザーID等の使用及び管理について一切の責任を負うものとし、ユーザーID等を利用者以外に漏洩してはならない。

- 2 ユーザーID等を用いて行われた SIGNAL の利用は、当該ユーザーID等を付与された利用者によりなされたものとみなし、当該利用者は当該利用が適正に行われなかった場合に発生した損害の賠償義務、その他一切の責任を負うものとする。

(利用者システムの維持管理責任)

第14条 利用者は、利用者システムを自らの費用で用意しなければならない。

- 2 利用者は、SIGNAL を支障なく利用するため、及び第三者又は本会に支障を与えないために、利用者システムを正常に使用できる環境を維持し、管理しなければならない。

(取扱情報の使用目的の遵守)

第15条 利用者は、情報提供サービスにより提供された取扱情報を、次の各号に掲げる使用目的にのみ利用し、これらの目的以外には利用してはならない。

- 一 会員等のサイバーセキュリティに関する知見の向上
- 二 会員等の所属企業のサイバーセキュリティ対策の強化
- 三 産業界、学界、又は、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化

四 前各号に資する、会員等どうしの意見交換又は連携強化

(取扱情報の安全管理の方法)

第16条 利用者は、取扱情報について、漏えい等の防止のため、利用者システム等に対し、必要な安全管理対策を講じなければならない。

(利用者の責任)

第17条 利用者は、情報提供サービスの利用により、第三者又は本会に損害を与えた場合(利用者が、本利用規約上の義務を履行しないことにより第三者又は本会が損害を被った場合を含む。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第18条 情報提供サービスの利用に係る料金を無料とする。

2 電気通信回線の利用料金等、利用者が情報提供サービスを利用するために利用者システムにおいて発生する費用は、利用者において負担しなければならない。

第4章 利用の中止

(利用中止の申込等)

第19条 利用者は、情報提供サービスの利用を止める場合、本会の入会申込書において、情報提供サービスの利用を希望しない旨を記載することにより利用中止の申込を行う。

2 本会は、前項の申込を受けた場合、当該申込を承諾し、この承諾により利用契約は終了する。なお、本会は、当該承諾をした場合、電子メールにて利用者へ通知する。

(利用停止)

第20条 本会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合、利用者に対し情報提供サービスの利用を停止することができる。

- 一 利用者が、第9条に規定する取扱情報の使用及び共有の条件に違反したことが判明した場合
- 二 利用者が、第11条第2項により、取扱情報を適正に使用していないと認められた場合
- 三 利用者が、SIGNALに重大な支障を与える方法で情報提供サービスを利用したことが判明した場合
- 四 前各号の他、利用者が、本利用規約に違反したことが判明した場合
- 五 利用者が、違法又は公序良俗に反する目的で、情報提供サービスを利用したことが判明した場合

(本会による利用中止)

第21条 本会は、前条に基づいて情報提供サービスの利用を停止した利用者に対して、停止した事由の改善が認められない場合、利用中止の措置を取ることができる。

2 本会は、前項に基づき利用中止を行う場合、利用中止日の1週間前までに理由及び利用中止日を通告し、当該利用者からの連絡がなければ当該日をもって利用中止とし利用契

約を解除する。

第5章 利用の制限、提供停止及び休廃止

(利用の制限、提供停止)

第22条 本会は、SIGNAL について十分な障害対策を施すにもかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当し SIGNAL で対応できない場合、情報提供サービスを停止又は利用を制限することがある。この場合において、本会は、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

- 一 天災事変その他非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがある場合
- 二 サイバーテロ又は SIGNAL の故障等、SIGNAL の保守上やむをえない場合
- 三 電気通信事業者の都合により、通信回線の使用ができない場合

2 本会は、前項により情報提供サービスを停止又は利用を制限することが予測可能な場合、電子メールを通じて会員等に周知する。ただし、緊急のためやむを得ない場合はこの限りではない。

(休廃止)

第23条 本会は、本会の都合により、情報提供サービスを休止又は廃止する場合がある。この場合において本会は、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

2 前項の場合、本会は、次の各号に掲げる事項を休止又は廃止する1カ月前までに電子メールを通じて会員等に周知する。ただし、緊急のためやむを得ない場合はこの限りではない。

- 一 休止又は廃止の予定日及び休止しようとする場合にあってはその期間
- 二 休止又は廃止の理由

第6章 雑則

(通知・連絡)

第24条 本会は、SIGNAL による情報提供、本会のホームページへの掲載、電子メール、電話、その他の方法により、利用者に随時必要な事項の通知、連絡等を行うものとする。

(免責)

第25条 本会は、提供する取扱情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性に関し、いかなる責任も負わないものとする。

2 情報提供サービスの内容は本会がその時点で提供可能なものとし、利用者に対する本会の責任は、利用者が支障なく情報提供サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもって情報提供サービスを提供することに限られるものとする。前項の他、本会は情報提供サービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む。）、及び情報提供サービスを利用できなかったことにより発生

した利用者、第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとする。

3 本会は、情報提供サービスに関して開示している技術的事項について、いかなる責任も負わないものとする。

(個人情報の保護)

第26条 本会は、利用者の個人情報の収集、利用、提供等に当たり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び本会の「個人情報の取り扱いについて」(平成30年5月11日修了者コミュニティ叶会)に従い適切に実施するものとする。

(合意管轄裁判所)

第27条 本利用規約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本利用規約は、平成30年5月11日から効力を発するものとする。